

第九十六回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第十号

昭和五十七年八月五日(木曜日)

午後二時十分開議

出席委員

委員長 吉田 久之君

理事 上草 義輝君 理事 小渡 三郎君

理事 川田 正則君 理事 高橋 辰夫君

理事 島田 琢郎君 理事 吉浦 忠治君

理事 白井日出男君 理事 奥田 幹生君

高村 正彦君 國場 幸昌君

近藤 元次君 泰道 三八君

中村正三郎君 五十嵐広三君

玉城 栄一君 小沢 貞孝君

瀬長亀次郎君

委員外の出席者

議員 高橋 辰夫君

議員 島田 琢郎君

議員 吉浦 忠治君

議員 小沢 貞孝君

特別委員長 長崎 寛君

調査室長

委員の異動

八月五日

兼任 孝之君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 補欠選任

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

兼任 小沢 貞孝君

北方地域内の村の北海道の区域内の市又は町への編入についての地方自治法の特例に関する法律案(中山正暉君外十一名提出、第九十四回国会衆法第五四号)

は委員会の許可を得て撤回された。

六月三十日

北方領土の早期復帰等に関する陳情書(福岡市中央区天神一の一八福岡県町村会会長藤本巧)(第三三六号)

沖繩県の水資源開発推進に関する陳情書(九州市議会議長会会長那覇市議会議長金城重正)(第三三七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

北方地域内の村の北海道の区域内の市又は町への編入についての地方自治法の特例に関する法律案(中山正暉君外十一名提出、第九十四回国会衆法第五四号)の撤回許可に関する件

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案(近藤元次君外十八名提出、衆法第二八号)

北方領土隣接地域振興等特別措置法案(島田琢郎君外九名提出、衆法第三〇号)

〇吉田委員長 これより会議を開きます。

第九十四回国会より継続審査となっており、この際、お諮りいたします。

中山正暉君外十一名提出、北方地域内の村の北海道の区域内の市又は町への編入についての地方自治法の特例に関する法律案について、提出者全員より撤回の申し出があります。

本案の撤回を許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〇吉田委員長 近藤元次君外十八名提出、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案及び島田琢郎君外九名提出、北方領土隣接地域振興等特別措置法案の両案を一括して議題とし、提出者から順次提案理由の説明を聴取いたします。高橋辰夫君。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〇高橋議員 ただいま議題となりました北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案につきまして、提案の趣旨とその概要を御説明申し上げます。

わが国固有の領土である北方領土が、昭和二十年八月以来、ソ連により不法に占拠されたままの状態に置かれておりますことは御承知のとおりであります。

このため、北方地域の元居住者は、北方地域に帰属することはもとより、その周辺の漁場において操業を行うこともできないという困難な状況にあります。最近の元居住者の実態調査では、その八〇%の方々は北海道に居住しており、そのうちの半数が北方領土隣接地域に居住しております。

これらの元居住者は、戦後から今日まで北方領土返還運動の先頭に立ってこの運動を推進しておりますが、戦後三十七年を経過した今日におきま

して、そのうち三分の一の方々が亡くなられ、返還運動は一つの曲がり角にきていると言われております。

次に、北方領土隣接地域と北方地域とは戦前は行政的にも経済的にも根室市を中心として一体の社会経済圏を形成しておりましたが、北方領土問題が未解決であることにより地域経済はその発展を著しく阻害されております。

このように、北方地域元居住者及び北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情にかんがみ、北方領土隣接地域の振興及び住民生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のために必要な特別措置を定めることにより、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図り、北方領土の早期返還を実現し、平和条約を締結して日ソ両国の平和友好関係を真に安定した基礎の上に発展させたいというのが本法律案の趣旨であります。

次に、この法律案の主な内容を御説明申し上げます。

第一に、この法律による特別措置の対象となる北方領土隣接地域とは、根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の区域であります。

第二に、内閣総理大臣が定める北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針に基づき、国は北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓蒙を推進するとともに、北方地域元居住者に対する援護等の措置の一層の充実強化を図るために必要な措置を講ずるものとしております。

第三に、北海道知事は、内閣総理大臣が定める基本方針に基づき北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受け、これを推進することとしております。

第四に、この振興計画に基づき北方領土隣接地域の市町が行う特定の国庫補助事業等については、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の規定の例により、国の負担割合の特例を定めております。ただし、この規定は財政再建期間中は適用しないこととしております。

第五に、国は、北海道または北方領土隣接地域の市町が振興計画に基づいて行う事業について、地方債及び財政上等の特別の配慮を行うこととしております。

第六に、北海道が、北方領土隣接地域の市町及び公共的団体等が行う国庫補助の対象とされない地域振興等のための事業、世論の啓発に関する事業及び元居住者の援護等に関する事業に対し、助成するため北方領土隣接地域振興等基金を設ける場合には、国は、これに充てるための資金の一部を来年度から五カ年度以内を目途として交付するものとともに、基金の額は、国から交付を受けた補助金の額の四分の五に相当する額を下らないこととしております。

なお、この基金の総額についてであります、その運用収入から補助すべき対象として見込んでおります事業量等にかんがみ百億円程度を想定しており、したがって、基金に係る国の補助に要する経費としては約八十億円を見込んだ次第であります。

第七に、北方地域に本籍を有する者についての戸籍事務及び北方地域の村の長の権限に属する事務のうち政令で定めるものを北方領土隣接地域の市町の長に行わせるため必要な特例を設けてあります。

なお、この法律は昭和五十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○吉田委員長 次に、島田琢郎君。

北方領土隣接地域振興等特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○島田議員 ただいま議題となりました北方領土隣接地域振興等特別措置法案につきまして、提案者を代表いたしまして、その提案理由並びに主要内容について御説明申し上げます。

御承知のように北方領土は、わが国固有の領土であるにもかかわらず、昭和二十年八月にソ連軍により占領されて以来、事実上同国の支配下にあり、戦後三十七年を経過しようとする今日、なお返還の見通しすら立っていないことはまことに遺憾であります。

このような北方領土問題が未解決であるために、戦前は北方領土と一体の経済圏を構成しておりました北方領土隣接地域の産業、経済は、その発展を著しく阻害されておりますことも周知のとおりであります。

また、北方地域元居住者は、領土問題が未解決であるために、いまだに父祖の墳墓の地であるこれらの諸島に復帰することができず、魚の豊庫と言われるこれらの諸島の周辺漁場で漁業を行おうとすれば、しばしば拿捕の危険にさらされ、安全に操業できないという困難な状況にあるのが現状であります。

このように北方領土隣接地域及び北方地域元居住者が置かれている特殊な事情にかんがみ、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に寄与するために所要の計画を策定し、その施策を推進するとともに、北方地域元居住者に対する援護を図るために必要な特別の措置を定めることにより、これらに関連する諸問題の解決促進に資することを目的として、今回この法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の主な内容を御説明申し上げます。

まず、この法律におきまして北方地域とは、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島等の千島全地域でありまして、この法律による特別措置の対象となる北方領土隣接地域とは、根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の区域であります。

第二に、北海道知事は、内閣総理大臣が定める北方領土隣接地域の振興等のための基本方針に基づいて、北方領土隣接地域の振興及び住民生活の安定に関する計画を作成し、内閣総理大臣の承認の申請をすることができるものとしております。

第三に、この振興計画に基づいて北方領土隣接地域の市町が行う特定の国庫補助事業等については、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の規定の例により、国の負担割合の特例を定めております。

第四に、国は、北海道または北方領土隣接地域の市町が振興計画に基づいて行う事業に係る地方債について特別の配慮を行うとともに、北方領土隣接地域の振興等のための財政上等の配慮を行うものとしております。

第五に、国は、基本方針に基づいて、北方地域元居住者に対する援護等の一層の充実強化を図るための措置を講ずるものとしております。

第六に、北海道が、北方領土隣接地域の市町等が行う国庫補助の対象とされない地域振興等のための事業に対し、助成するため北方領土隣接地域振興等基金を設ける場合には、国は、これに充てるための資金の一部として百億円を昭和五十八年度から三年度以内を目途として交付するものとし、この基金の額は百二十五億円を下らないものとしております。

なお、この法律は昭和五十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由と主な内容であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○吉田委員長 以上で両案に対する提案理由の説明は終わりました。
次回は、明六日金曜日午前十時理事会、午前十一時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後二時三十分散会

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、北方領土問題が未解決である現在の状況並びにこれに起因して北方地域元居住者及び北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情にかんがみ、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実並びに北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のために必要な特別の措置を定めることにより、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図り、ひいては北方領土の早期返還を実現して我が国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約を締結し、両国の友好関係を真に安定した基礎の上に発展させることに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「北方地域」とは、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。

2 この法律において「北方領土隣接地域」とは、北海道根室市（歯舞群島の区域を除く）、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町及び目梨郡羅臼町の区域をいう。

(北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針)

第三条 内閣総理大臣は、第一条の目的を達成するため、外務大臣その他の関係行政機関の長に

金の額に当該補助金の額の四分の一に相当する額を加算した額を下らないものとする。

(北方地域の村の長の権限に属する事務)

第十一条 当分の間、北方地域(齒舞群島を除く。以下この条において同じ)に本籍を有する者についての戸籍事務は、他の法令の規定にかかわらず、法務大臣が北方領土隣接地地域の市又は町の長のうちから指名した者が管理する。

2 当分の間、北方地域に本籍を有する者についての住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第九条第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関する事務は、他の法令の規定にかかわらず、法務大臣及び自治大臣が北方領土隣接地地域の市又は町の長のうちから指名した者が管理する。

3 前二項に定めるもののほか、当分の間、北方地域の村の長の権限に属する事務のうち政令で定めるものは、他の法令の規定にかかわらず、北海道知事が北方領土隣接地地域の市又は町の長のうちから指名した者が行う。

4 前三項の事務を行うにつき必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、北方地域が返還された日の属する年度の三月三十一日に、その効力を失う。

(特別適用期間における特別の助成についての規定の不適用)

第三条 第七条の規定は、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)第一条に規定する特別適用期間における各年度の予算に係る国の負担金又は補助金(当該特別適用期間経過後の年度に繰り越されたものを含む)について

は、適用しない。

(北方領土隣接地地域振興等基金の財源に充てるための資金に係る補助金の交付)

第四条 国は、第十条第二項の規定により北海道に対して交付すべき補助金については、昭和五十八年度から五年度以内を目途として交付するものとする。

(総理府設置法の一部改正)

第五条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二 第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第百一十六号)の施行に関する事項(他の行政機関の所掌に属するものを除く)。

(北海道開発法の一部改正)

第十六条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

五 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第百一十六号)に基づき内閣総理大臣の権限(北方領土隣接地地域の振興及び住民の生活の安定に関する部分に限る。)の行使について補佐すること。

第五条に次の一項を加える。

2 北海道開発庁長官は、前項第五号に掲げる所掌事務のうち、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第三条第一項に規定する基本方針の策定及びその変更並びに同法第六条第一項に規定する計画の承認及びその変更の承認に関し内閣総理大臣を補佐する場合には、あらかじめ、総理府北方対策本部長に協議するものとする。

(自治省設置法の一部改正)

第七條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

る。

十八の三 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第百一十六号)の規定により特定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率を算定し、及び通知すること。

理由

北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るため、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実並びに北方領土隣接地地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のため特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費 本案施行に要する経費としては、第七条に規定する特別の助成を除き約八十億円の見込みである。

(目的)
第一条 この法律は、北方領土問題が未解決である現在の状況並びにこれに起因して北方領土隣接地域及び北方地域元居住者が置かれている特殊な事情にかんがみ、北方領土隣接地地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を策定し、その実施を推進するとともに、北方地域元居住者に対する援護を図るために必要な特別の措置を定め、もつて北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進に資することを目的とする。

(定義)
北方領土隣接地域振興等特別措置法案
北方領土隣接地域振興等特別措置法

第二条 この法律において「北方地域」とは、齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島等をいう。

2 この法律において「北方領土隣接地域」とは、北海道根室市(齒舞群島の区域を除く)、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町及び目梨郡羅臼町の区域をいう。

(北方領土隣接地地域の振興等のための基本方針)
第三条 内閣総理大臣は、第一条の目的を達成するため、関係行政機関の長に協議して、北方領土隣接地地域の振興等のための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 北方領土隣接地地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項

二 北方地域元居住者(昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者をいい、その子及び孫を含むものとする。以下同じ。)に対する援護等に関する事項

3 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(北方領土隣接地地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画)
第四条 北海道知事は、基本方針に基づき、北方領土隣接地地域の市及び町の長の意見を聴いて、北方領土隣接地地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、内閣総理大臣に承認の申請をすることができる。

2 前項に規定する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 北方領土隣接地地域の振興及び住民の生活の安定に関する基本的な事項

二 交通施設及び通信施設の整備及び確保に関する事項

三 国土保全及び水資源開発に関する事項

四 教育及び文化の振興に関する事項
五 生活環境施設及び社会福祉施設の整備に関する事項
六 医療の確保に関する事項

七 農林水産業、商工業その他の産業の振興に
関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、北方領土隣接
地域の振興及び住民の生活の安定のために必
要な事項

三 内閣総理大臣は、第一項の規定により申請さ
れた計画が適当なものであると認められるとき
は、これを承認するものとする。この場合にお
いて、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協
議しなければならない。

四 前三項の規定は、振興計画（前項の規定によ
り承認を受けた第一項に規定する計画をいう。
以下同じ。）の変更について準用する。

（特別の助成）

第五条 振興計画に基づいて、北方領土隣接地
域の市又は町が国又は北海道から負担金又は補助
金の交付を受けて行う事業（北海道から負担金
又は補助金の交付を受けて行うものにあつて
は、北海道が負担し、又は補助するために要す
る費用の一部を国が負担し、又は補助するもの
に限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に
係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は
北海道が負担するもの及び当該事業に係る経費
を北方領土隣接地域の市又は町が負担しないも
のを除く。）で政令で定めるもの（以下この条に
おいて「特定事業」という。）に係る経費に対する
国の負担又は補助の割合（北方領土隣接地域の
市又は町に対する負担又は補助のために北海道
が要する費用の一部を国が負担し、又は補助し
ている場合にあつては、国の負担金又は補助金
の当該特定事業に係る経費に対する割合）につ
いては、新産業都市建設及び工業整備特別地域
整備のための国の財政上の特別措置に関する法
律（昭和四十年法律第七十三号）第四条、第五
条第二項から第四項まで及び第七條の規定の例に
よる。ただし、同法第四条第一項及び第三項並
びに第五条第二項中「関係市町村」とあるのは、
「北方領土隣接地域振興等特別措置法第二条第
二項に規定する北方領土隣接地域の市又は町」

とする。
一次の施設の整備に関する事業

イ 道路
ロ 河川
ハ 下水道
ニ 住宅
ホ 都市公園
ヘ 教育施設
ト 厚生施設
チ 農地並びに農業用施設及び林業用施設で
政令で定めるもの
リ 漁港及び漁業用施設で政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、生活環境及び産
業基盤の整備のために必要な事業で政令で定
めるもの
（地方債についての配慮）

第六条 北海道又は北方領土隣接地域の市若しく
は町が振興計画に基づいて行う事業に要する経
費に充てるために起こす地方債については、国
は、北海道又は当該市若しくは町の財政状況が
許す限り起債できるよう、及び資金事情が許す
限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年
金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特
別の配慮をするものとする。

（財政上の配慮等）
第七条 国は、前二条に定めるもののほか、北方
領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図
るために必要な財政上、金融上及び技術上の配
慮をしなければならない。
（北方地域元居住者に対する援護等）

第八条 国は、北方領土問題が未解決であること
に起因して北方地域元居住者の置かれている特
殊な事情及び北方領土問題の解決のための諸施
策の推進を図る上において北方地域元居住者の
占める特別な地位にかんがみ、基本方針に基づ
き、次条に定めるもののほか、北方地域元居住
者に対する援護等の措置の一層の充実強化を図
るために必要な財政上の措置その他の措置を講
ずるものとする。

（北方領土隣接地域振興等基金）
第九条 北海道は、北方領土問題が未解決である
ことによる特殊事情に起因する諸問題の解決に
資するため、北方領土隣接地域の市若しくは町
又は北海道の区域内の公共的団体等が行う振興
計画に基づく事業及び北方地域元居住者の援護
等に関する事業（国の補助又は負担を伴わない
ものに限り。）のうち、次に掲げるものに要す
る経費の一部を補助するため、地方自治法（昭
和二十二年法律第六十七号）第二百四十一條の
基金として、北方領土隣接地域振興等基金を設
けることができる。

一 北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の
安定のための事業で次に掲げるもの
イ 北方領土隣接地域の特性に即した基幹的
な産業の振興に資するための事業
ロ 教育施設、文化施設、生活環境施設及び
厚生施設の整備に関する事業
ハ 医療の確保に関する事業
ニ 北方地域元居住者の援護等に関する事業で
次に掲げるもの
イ 北方地域元居住者がその能力に適合した
職業に就くことができるようにするための
技能研修その他その生活の安定及び福祉の
増進を図るための事業
ロ 北方地域元居住者が北方領土問題の解決
のための諸施策の推進を図る上において特
別の地位にあることについての認識を深め
るのに資するための事業

二 北海道が前項の規定により北方領土隣接地域
振興等基金を設ける場合には、国は、その財源
に充てるための資金の一部として百億円を北海
道に対して補助するものとする。
三 第一項の北方領土隣接地域振興等基金の額
は、前項の規定により国から交付を受けた補助
金の額に当該補助金の額の四分の一に相当する
額を加算した額を下らないものとする。

附 則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から
施行する。
（この法律の失効）
第二条 この法律は、北方地域が返還された日の
属する年度の三月三十一日に、その効力を失
う。
（北方領土隣接地域振興等基金の財源に充てる
ための資金に係る補助金の交付）
第三条 国は、第九条第二項の規定により北海道
に対して交付すべき補助金については、昭和五
十八年度から三年度以内を目途として交付す
るものとする。
（経過措置）
第四条 第五条の規定は、昭和五十八年度分の子
算に係る国の負担金及び補助金から適用し、昭
和五十七年度以前の年度分の予算に係る国の負
担金及び補助金で、昭和五十八年度以後に繰り
越されたものについては、なお従前の例によ
る。
（総理府設置法の一部改正）
第五条 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二
十七号）の一部を次のように改正する。
第十六條の二第二項中第七号を第八号とし、
第六號の次に次の一号を加える。
七 北方領土隣接地域振興等特別措置法（昭
和五十七年法律第 号）の施行に関す
ること（他の行政機関の所掌に属するもの
を除く。）
（北海道開発法の一部改正）
第六条 北海道開発法（昭和二十五年法律第百二
十六号）の一部を次のように改正する。
第五条に次の一号を加える。
五 北方領土隣接地域振興等特別措置法（昭
和五十七年法律第 号）に基づく内閣
総理大臣の権限（北方領土隣接地域の振興
及び住民の生活の安定に関する部分に限
る。）の行使について補佐すること。
第五条に次の一号を加える。
二 北海道開発庁長官は、前項第五号に掲げる

所掌事務のうち、北方領土隣接地域振興等特別措置法第三条第一項に規定する基本方針の策定及びその変更並びに同法第四条第一項に規定する計画の承認及びその変更の承認に關し内閣総理大臣を補佐する場合には、あらかじめ、総理府北方対策本部長に協議するものとする。

(自治省設置法の一部改正)

第七條 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一號）の一部を次のように改正する。

第十二条第十八号の二の次に次の一号を加える。

一八の三 北方領土隣接地域振興等特別措置
法（昭和五十七年法律第 号）の規定
により特定事業に係る経費に対する国の負
担割合の引上率を算定し、及び通知するこ
と。

理由

北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るため、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を策定し、その実施を推進するとともに、北方地域元居住者に対する援護を図るため特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、初年度約五十億円の見込みである。

沖繩及び北方問題に関する特別委員會議録第七 号中正誤		同 第九号中正誤	
正	誤	正	誤
三 一 元 弱いわけで	三 一 元 弱くわけで	三 一 元 弱くわけで	三 一 元 弱くわけで
同 第八号中正誤	同 第八号中正誤	同 第八号中正誤	同 第八号中正誤
正	誤	正	誤
九 三 五 民生安定施設	九 三 五 民生安定施設	九 三 五 民生安定施設	九 三 五 民生安定施設
四 一 〇 トタン屋	四 一 〇 トタン屋	四 一 〇 トタン屋	四 一 〇 トタン屋
四 末 四 ゼネラルコン ラクシヨン	四 末 四 ゼネラルコン ラクシヨン	四 末 四 ゼネラルコン ラクシヨン	四 末 四 ゼネラルコン ラクシヨン
四 末 三 コンストラクタ ー	四 末 三 コンストラクタ ー	四 末 三 コンストラクタ ー	四 末 三 コンストラクタ ー
三 一 五 説明しますと	三 一 五 説明しますと	三 一 五 説明しますと	三 一 五 説明しますと
三 一 七 後任	三 一 七 後任	三 一 七 後任	三 一 七 後任
四 七 報道	四 七 報道	四 七 報道	四 七 報道
四 末 四 少し	四 末 四 少し	四 末 四 少し	四 末 四 少し
二 末 六 ダブリ	二 末 六 ダブリ	二 末 六 ダブリ	二 末 六 ダブリ
四 二 二 ダブリ	四 二 二 ダブリ	四 二 二 ダブリ	四 二 二 ダブリ
同 第九号中正誤	同 第九号中正誤	同 第九号中正誤	同 第九号中正誤
正	誤	正	誤
二 一 二 軍備管・軍縮局	二 一 二 軍備管・軍縮局	二 一 二 軍備管・軍縮局	二 一 二 軍備管・軍縮局